

# 食品営業許可の業種が変わります



食品衛生法が改正されたことにより、令和3年6月1日から、営業許可業種が見直されます。新しく営業許可が必要となった業種の事業者の方は、保健所へご相談、お問い合わせ下さい。

令和3年5月31日までの  
34業種

## 新たな32業種に変更

- |  |                        |
|--|------------------------|
| ① 飲食店営業                                  | ⑬ 食肉製品製造業              |
| ② 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | ⑭ 水産製品製造業 <b>NEW</b>   |
| ③ 食肉販売業                                  | ⑮ 冰雪製造業                |
| ④ 魚介類販売業                                 | ⑯ 液卵製造業 <b>NEW</b>     |
| ⑤ 魚介類競り売り営業                              | ⑰ 食用油脂製造業              |
| ⑥ 集乳業                                    | ⑱ みそ又はしょうゆ製造業          |
| ⑦ 乳処理業                                   | ⑲ 酒類製造業                |
| ⑧ 特別牛乳搾取処理業                              | ⑳ 豆腐製造業                |
| ⑨ 食肉処理業                                  | ㉑ 納豆製造業                |
| ⑩ 食品の放射線照射業                              | ㉒ 麺類製造業                |
| ⑪ 菓子製造業                                  | ㉓ そうざい製造業 <b>注意</b>    |
| ⑫ アイスcream類製造業                           | ㉔ 複合型そうざい製造業           |
| ⑬ 乳製品製造業                                 | ㉕ 冷凍食品製造業              |
| ⑭ 清涼飲料水製造業                               | ㉖ 複合型冷凍食品製造業           |
| ⑮ 食肉製品製造業                                | ㉗ 漬物製造業 <b>NEW</b>     |
| ⑯ 水産製品製造業 <b>NEW</b>                     | ㉘ 密封包装食品製造業 <b>NEW</b> |
| ⑰ 冰雪製造業                                  | ㉙ 食品の小分け業 <b>NEW</b>   |
| ⑱ 液卵製造業 <b>NEW</b>                       | ㉚ 添加物製造業               |
| ⑲ 食用油脂製造業                                |                        |
| ⑳ みそ又はしょうゆ製造業                            |                        |
| ㉑ 酒類製造業                                  |                        |
| ㉒ 豆腐製造業                                  |                        |
| ㉓ 納豆製造業                                  |                        |
| ㉔ 麺類製造業                                  |                        |
| ㉕ そうざい製造業 <b>注意</b>                      |                        |
| ㉖ 複合型そうざい製造業                             |                        |
| ㉗ 冷凍食品製造業                                |                        |
| ㉘ 複合型冷凍食品製造業                             |                        |
| ㉙ 漬物製造業 <b>NEW</b>                       |                        |
| ㉚ 密封包装食品製造業 <b>NEW</b>                   |                        |
| ㉛ 食品の小分け業 <b>NEW</b>                     |                        |
| ㉜ 添加物製造業                                 |                        |

### ポイント

#### 営業許可制度の主な変更点

- 新しく許可が必要となった業種（5業種） **詳しくは裏面をご覧ください**
- 旧営業許可と統合する業種（例）
  - ▶ 飲食店営業（喫茶店営業が統合） ▶ 菓子製造業（あん類製造業が統合）
  - ▶ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（飲食店営業・喫茶店営業の自動販売機での営業が統合）
  - ▶ 複合型そうざい製造業※ ▶ 複合型冷凍食品製造業※
- ※HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、麺類等多品目への対応可
- ▶ そうざい製造業（**注意** そうざい半製品も含まれます）
- 許可から届出に移行する業種  
乳類販売業、冰雪販売業、包装品のみを販売する食肉販売業及び魚介類販売業

新しく許可が必要となった業種の事業者の方は、営業許可申請手続きを行って下さい。  
（詳しくは裏面をご覧ください）

ポイント

## 新しく許可が必要となった業種の事業者様へ

新しく許可が必要となった業種の事業者の方は、営業許可申請手続きを行って下さい。

### 対象となる業種

#### ▶ 液卵製造業

鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造。

#### ▶ 漬物製造業

漬物又は漬物加工品の製造。



#### ▶ 水産製品製造業

魚介類その他水産動物若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業。  
旧業種の魚肉ねり製品製造業も該当する。

#### ▶ 食品の小分け業

要許可品目を小分けする営業。



#### ▶ 密封包装食品製造業

密封包装食品であって常温で保存が可能なものを製造する営業。  
旧業種のソース類製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業の一部も該当する。

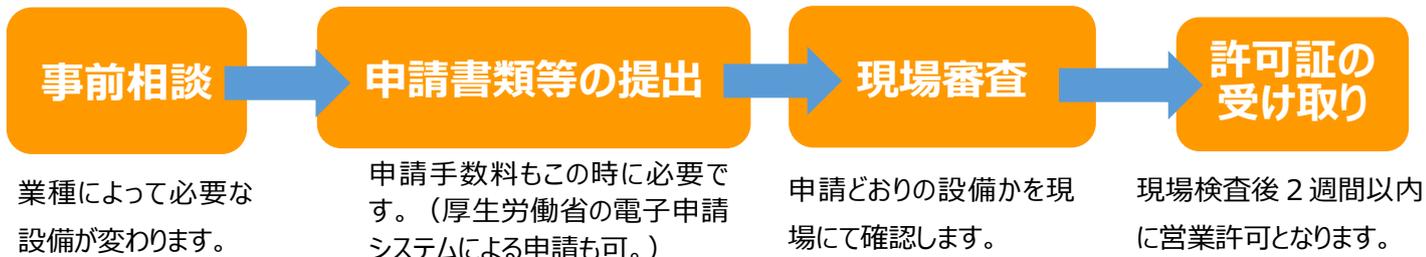


### 営業許可取得の期限

対象となる事業者は、以下の期限までに許可申請の手続きをお願いします。  
(別途施設審査、手数料必要)

事業者	営業許可取得の期限
既存事業者(令和3年5月31日までに営業を始めた事業者)	令和6年5月31日までに許可を取得
新規事業者(令和3年6月1日以降に営業を始める事業者)	営業開始前に許可を取得

### 申請の流れ (詳しくは寝屋川市保健所ホームページをご覧ください)



ご不明な点がございましたら、お問い合わせください!

お問い合わせ先：寝屋川市保健所 保健衛生課 (食品衛生担当)

所在地：寝屋川市八坂町28番3号 電話番号：072-829-7721